大阪市高速電気軌道株式会社との連絡運輸規則

目次

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　乗車券の発売（第７条～第11条）
　第１節　通則（第７条～第９条）
　第２節　連絡定期券の発売（第10条・第11条）
第３章　運賃（第12条・第13条）
第４章　乗車券の効力（第14条）
第５章　乗車券の様式（第15条）
第６章　乗車変更及び特殊な取扱い（第16条～第24条）
　第１節　乗車変更の取扱い（第16条～第18条）
　第２節　不正乗車（第19条）
　第３節　紛失（第20条）
　第４節　任意による旅行の取りやめ（第21条・第22条）
　第５節　運行不能（第23条）
第７章　補則（第24条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、大阪シティバス株式会社運送約款（以下「当社運送約款」という。）及び乗合自動車運送約款取扱規則に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の路線（ただし、乗合自動車運送約款取扱規則別表に定める路線を除く。以下「当社線」という。）と大阪市高速電気軌道株式会社（以下「Osaka Metro」という。）の経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「地下鉄線」という。）との間の旅客の連絡運輸について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当社線と地下鉄線との間の旅客の連絡運輸については、この規則の定めるところによる。

（連絡運輸範囲）

第３条　当社とOsaka Metroの連絡運輸範囲は、当社線及び地下鉄線とする。

（Osaka Metroとの協議）

第４条　この規則とOsaka Metroが定めた旅客に関する規則等とが取扱いを異にする場合、及び前条に規定する連絡範囲以外の乗車券を発売する場合には、その都度、必要な事項を協議して定める。

（運賃の計算）

第５条　運賃を計算する場合の１円未満の端数は、当社及びOsaka Metroがそれぞれ定めるところによりこれを円単位に切り上げて計算する。

２　前項により運賃を計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、当社及びOsaka Metroがそれぞれ定める方法により、当社線及び地下鉄線それぞれの区分に応じて10円単位に端数計算する。

（他の当社規則との適用関係）

第６条　連絡乗車券に関してこの規則に定めがないものについては、他の当社規則の定めるところによる。

２　前項により連絡乗車券に適用する他の当社規則が２以上あるときは、その適用すること

となる当社規則は互いに独立して効力を有するものとする。

第２章　乗車券の発売

第１節　通則

（連絡乗車券の種類）

第７条　連絡乗車券の種類は、次のとおりとする。

⑴　普通券

ア　普通券　　大人
　　小児

イ　特別割引普通券（以下特割券という。）　大人

⑵　定期券

ア　通勤定期券　　大人
　　小児

イ　通学定期券　　大人
　　小児

ウ　特別割引定期券（以下「特割定期券」という。）

(ｱ) 通勤定期券　大人

(ｲ) 通学定期券　大人

（連絡乗車券の発売場所）

第８条　連絡乗車券は、当社の指定する場所で発売する。

２　前項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売時間を指定する場合がある。

（連絡乗車券の発売日）

第９条　連絡乗車券の発売日は、乗合自動車運送約款取扱規則第６条に定めるところによる。

第２節　連絡定期券の発売

（連絡定期券の発売）

第10条　連絡定期券は、当社線と地下鉄線とを連絡して乗車する場合で、当社線及び地下鉄線の区分に応じ、それぞれが定める要件を満たす場合に発売する。

２　連絡通勤定期券の継続発売の場合は、乗合自動車運送約款取扱規則第７条第３項に定めるところによる。

３　特割連絡定期券の発売については、身体障がい者等運賃割引規則及び地方公共団体発行割引証等取扱規則の定めるところによる。

（停留所と駅の連絡）

第11条　当社線の停留所と地下鉄線の駅については、それぞれ任意に連絡して乗車することができる。ただし、連絡定期券を利用して乗車する場合の駅及び停留所については、別に指定する。

第３章　運賃

（連絡乗車券の運賃）

第12条　連絡乗車券の運賃は、次のとおりとする。（ただし、地下鉄線にかかる運賃を含む。）

⑴　連絡普通券

ア　普通運賃が適用される場合

種別	会社別		運賃
		地下鉄線	
大　人	当社線	１区	円 300
		２区	350
		３区	400
		４区	450
		５区	500
小児及び特割大人		１区	円 160
		２区	180
		３区	210
		４区	230
		５区	260

イ　当社運送約款第23条第４項に定める乗継運賃が適用される場合

種別	会社別		運賃
		地下鉄線	
大　人	当社線	１区	円 300
		２区	350
		３区	400
		４区	450
		５区	500
小児及び特割大人		１区	円 160
		２区	180
		３区	210
		４区	230
		５区	260

⑵　連絡定期券

ア　通勤定期券（大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１カ月	３カ月	６カ月
２キロメートル未満	１区	円 12,030	円 34,280	円 64,940
	２区	13,190	37,590	71,210
	３区	14,360	40,900	77,490
	４区	14,960	42,610	80,730
	５区	15,660	44,620	84,530
全　線	１区	12,700	34,280	68,580
	２区	13,860	37,590	74,850
	３区	15,030	40,900	81,130
	４区	15,630	42,610	84,370
	５区	16,330	44,620	88,170

イ　通勤定期券（小児及び特割大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１カ月	３カ月	６カ月
２キロメートル未満	１区	円 6,020	円 17,150	円 32,470
	２区	6,600	18,800	35,600
	３区	7,180	20,450	38,750
	４区	7,480	21,310	40,370
	５区	7,840	22,310	42,260
全　線	１区	6,360	18,110	34,300
	２区	6,940	19,760	37,430
	３区	7,520	21,410	40,580
	４区	7,820	22,270	42,200
	５区	8,180	23,270	44,090

ウ　通学定期券（大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１カ月	３カ月	６カ月
全　線	１区	円 6,450	円 18,370	円 34,800
	２区	7,020	20,010	37,910
	３区	7,530	21,470	40,670
	４区	7,610	21,680	41,080
	５区	7,930	22,600	42,820

エ　通学定期券（小児及び特割大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１カ月	３カ月	６カ月
全　線	１区	円 3,230	円 9,190	円 17,410
	２区	3,520	10,020	18,960
	３区	3,770	10,740	20,340
	４区	3,810	10,850	20,540
	５区	3,980	11,310	21,410

（特定区間の定期運賃）

第13条　前条第２号の規定にかかわらず、当社線と地下鉄線の南森町・今里相互間（谷町九丁目又は日本橋経由）を連絡して乗車する場合の連絡定期券の運賃は、次のとおりとする。（ただし、地下鉄線にかかる運賃を含む。）

⑴　通勤定期券（大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１ヵ月	３ヵ月	６ヵ月
２キロメートル未満	南森町～今里 （谷町九丁目又は日本橋経由）	円 13,190	円 37,590	円 71,210
全　線	南森町～今里 （谷町九丁目又は日本橋経由）	13,860	39,510	74,850

⑵　通勤定期券（小児及び特割大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１ヵ月	３ヵ月	６ヵ月
２キロメートル未満	南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	円 6,600	円 18,800	円 35,600
全　線	南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	6,940	19,760	37,430

⑶　通学定期券（大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１ヵ月	３ヵ月	６ヵ月
全　線	南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	円 7,020	円 20,010	円 37,910

⑷　通学定期券（小児及び特割大人）

会社別		運賃		
当社線	地下鉄線	１ヵ月	３ヵ月	６ヵ月
全　線	南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	円 3,520	円 10,020	円 18,960

第４章　乗車券の効力

（乗車券の効力）

第14条　連絡乗車券の効力については、当社運送約款第16条、第18条から第20条及び第35条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第23条、第24条、第27条、第28条、第31条、第34条及び第35条の定めるところによる。

（注）準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第16条　途中下車の場合

第18条　乗車券類の無効

第19条　乗車券の引き渡し及び回収

第20条　無効として回収した乗車券の返還

第35条　表示事項が不明となった乗車券

（注）準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第23条　乗車券の表示事項

第24条　乗車券の通用期間等

第27条　定期券以外の乗車券の効力

第28条　定期券の効力

第31条　通学定期券の効力

第34条　共通全線定期券の無効

第35条　一日乗車券の無効

第５章　乗車券の様式

（連絡乗車券の様式）

第15条　連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。

⑴　通勤定期券

ア　乗合自動車２キロメートル未満

縦　8.5ｃｍ　　横　5.75ｃｍ

イ　乗合自動車全線

縦　8.5ｃｍ　　横　5.75ｃｍ

⑵　通学定期券

縦　8.5ｃｍ　　横　5.75ｃｍ

備考　小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。

第６章　乗車変更及び特殊な取扱い

第１節　乗車変更の取扱い

（連絡定期券変更の種類）

第16条　旅客が所持する連絡定期券の表示事項と異なる定期券を必要とする場合に取り扱う変更の種類は、次のとおりとする。ただし、地下鉄線単独定期券への変更は取り扱わない。

⑴　経路変更　原定期券と同一の発着区間であって、券面表示の乗車経路を変更すること

⑵　区間変更　原定期券の起点又は終点が変更区間と同一の場合に限って、券面表示の乗車区間を変更すること

⑶　種類変更　原定期券の券面表示の種類を変更すること

（連絡定期券の変更）

第17条　連絡定期券の変更は、当社運送約款第34条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第55条から第57条までの規定を準用する。

（注）準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第34条　定期乗車券の区間及び種類の変更

（注）準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第55条　定期券の経路、区間又は種類の変更

第56条　定期券の区間又は経路変更の特例

第57条　定期券の経路又は区間と種類との同時変更

（当社線単独定期券への変更）

第18条　旅客が当社線単独定期券へ変更する場合は、当社線単独定期券を新規購入後、原定期券について払いもどしの取扱いをすることができる。この場合、当社運送約款第39条第２項及び乗合自動車運送約款取扱規則第59条の規定を準用する。

第２節　不正乗車

（準用規定）

第19条　当社運送約款第28条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第22条、第52条及び第53条は、この節において準用する。

（注）準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第28条　割増運賃等

（注）準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。

第22条　定期券等の不正使用の場合の取扱い

第52条　共通全線定期券不正使用に対する増運賃の徴収

第53条　一日乗車券不正使用に対する増運賃の徴収

第３節　紛失

（乗車券紛失の場合の取扱い）

第20条　当社運送約款第30条、第36条及び第39条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第21条及び第58条の規定は、この節において準用する。

（注）準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。

第30条　乗車券類の紛失

第36条　定期乗車券等の再発行

第39条　再購入後の払戻し
（注）準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。
第21条　乗車券の発売枚数の制限
第58条　再購入後の払戻し

第４節　任意による旅行の取りやめ

（連絡普通券の払戻し）
第21条　連絡普通券の運賃は、運輸上の支障により当社が特に必要と認めた場合を除き、払戻しをすることができない。
２　前項の規定により、連絡普通券の払いもどしをする場合、払いもどし額は既に収受した運賃から既に乗用した区間に対する普通運賃又は連絡普通運賃を差し引いた残額とする。
（連絡定期券の払戻し）
第22条　連絡定期券の払戻しは、当社運送約款第27条、第39条及び第41条並びに乗合自動車運送約款取扱規則第51条、　　第59条及び第60条までの規定を準用する。
（注）準用する当社運送約款の内容は、次のとおりである。
第27条　旅客の都合による運賃及び料金の払戻し
第39条　再購入後の払戻し
第41条　運賃の払戻し場所等
（注）準用する乗合自動車運送約款取扱規則の内容は、次のとおりである。
第51条　死亡の場合の定期券の払戻し
第59条・第60条　払戻しの特例

第５節　運行不能

（運行不能の場合の取扱い）
第23条　乗車後自動車が運行不能となったときの取扱いは、当社運送約款第５条及び第40条を準用する。

第７章　補則

（臨時運行にかかる取扱い）
第24条　当社線にて臨時に運行する乗合自動車において、その取扱いが、この規則の規定により難いときは、別に定めることがある。

附　則
この規程は、２０１８年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、２０２１年４月１日から施行する。
附　則

この規則は、２０２３年４月１日から施行する。